部 活 動

（1）本校の部活動

	部　名	活動場所
体育部	軟式野球	グラウンド北側
	サッカー	グラウンド南側
	男子ソフトテニス	テニスコート
	女子ソフトテニス	テニスコート
	陸 上	グラウンド西側
	水 泳	プール
	男子バスケットボール	体育館
	女子バスケットボール	体育館
	卓 球	体育館
	男子バレーボール	体育館
	女子バレーボール	体育館
	剣 道	体育館
文化部	吹奏楽	第2音楽室
	放送・コーラス	放送室／第1音楽室
	美術・書道	美術室／技術室

【入部手続き及び活動開始まで】

○受付：4月24 日（水）7：40～8：05

○部活動育成会入会金（体育部のみ）
　1，2年　6，000円
　　3年　2，000円

○新入生は、入部申込書提出以降正式入部

【部活動の約束】

○活動終了時刻
　　2月　～　10月・・・・・・午後6時30分
　　11月　～　1月・・・・・・午後6時00分
※活動終了15分後までに下校を完了する
※体育館を使用する部活動は年間を通して、午後6時30分までとする

○元気のよい挨拶
○感謝の気持ち（指導者・保護者・場・用具）
○学習との両立
○部室等の整理

（2）西原中学校部活動育成会規約

第1条　（名 称）

本会は、西原中学校部活動育成会と称する。

第2条　（目 的）

本会は、西原中学校生徒が、スポーツ・文化に親しみ、集団生活に必要な諸能力を伸ばし、心身の健全な育成を図るための部活動を、援助することを目的とする。

第3条　（活 動）

本会は、第2条の目的を達成するために、年間を通じて活動を行う。

第4条　（会 員）

本会は、本会の趣旨に賛同する西原中学校生徒の保護者ならびに本会から委嘱された者によって組織する。

第5条　（機 関）本会に、次の機関を置く。

① 総会　② 役員会　③ 種目部会

第6条　（総 会）

総会は、本会の最高決議機関で、全会員をもって構成し、原則として年1回会長が招集する。

第7条　（総会の成立と決議）

総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は議長が決する。議長は、会員の中から選出する。

第8条　（役 員）

本会には、次の役員をおき、役員会を構成する。但し、監査は役員会には出席しない。

会　長　1名
副会長　2名
理　事　各部1名
監　査　2名
顧　問　若干名

第9条　（役員の選出）

本会の役員の選出は、次の通りとする。

①会長は、西原中学校PTA会長の兼務とする。

②副会長は、2 名の内 1 名は西原中学校PTA副会長の兼務とし、他の1名は、会員の中から役員会で選出し、会長が委嘱する。

③理事は、各部会員の中から推薦により選出し、会長が委嘱する。

④監査は、会員の中から選出し、会長が委嘱し、総会の承認を受ける。

第10条（会員の任務）

①会長は、本会を代表し会務を総括する。

②副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。

③理事は、各部の活動全般を総括する。

第11条（役員の任務）

本会の役員の任務は1年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合、第9条に従い選出し、任務は前任者の残任期間とする。

第12条（指導者） 本会には、次の指導者をおく。

①部長（西原中教職員）

②学校長が委嘱した外部コーチ

第13条（顧 問）

本会には、若干名の顧問をおくことができる。なお、総会の承認を受ける。

第14条（事務局）

本会は役員会において、各理事の互選と推薦により事務局を構成し、日常の活動にあたる。事務局は、西原中学校に置く。

第15条（会 費）

本会の会費は、役員会において決定し、入部申込書にそえて事務局に納入する。

第16条（予算及び決算）

本会の予算は、役員会において編成し、総会の承認を受けて成立する。決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第18条（傷害保障）

生徒の部活動中の事故傷害については、指導者は応急処置を講ずるものとする。なお、部活動中の事故、傷害については、日本体育学校健康センター、熊本県PTA災害見舞金以外は適用できない。

第19条（規約改正）

本会の規約改正は、役員会において議案をつくり、総会において決議する。

第20条（細 則）

本会の運営に関する必要な細則は、本会規約に反しない限り、役員会の議決を経て定める。但し、制定、改廃した場合には、次期総会に報告しなければならない。

第21条（発 効）

本規約は昭和54年4月1日から発効する。

(3) 西原中学校部活動育成会細則

1 (目 的)

この細則は、西原中学校学校部活動育成会規約第20条に基づき、部活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 (入部手続き及び退部手続き)

①西原中学校体育部活動に入部を希望するものは、年度ごとに「部活動入部申込書」を学校に提出し、入部 許可を受けるものとする。

②都合により、年度途中において退部を希望するものは、退部届を学校に提出する。

3 (会 費)

西原中学校体育部活動の入部者は、運営に要する経費として、会費(1、2年:6,000円、3年:2,000円(年額))を西原中学校部活動育成会に納入するものとする。途中入部者については、入部時期に応じて納入する(2学期:4,000円、3学期:2,000円)。途中退部者については、会費の払い戻しはしない。納入方法については、別に定める。

4 (部の新設・廃止)

部の新設・統廃止については、西原中学校職員会議で審議する。

5 (活動日数・休養日及び活動時間)

令和元年10月より熊本市立小・中学校「部活動の指針」通り施行する。

①練習日

・原則として、1週間の練習日は5日以内とする。

②休養日

・原則として休養日を2日以上設ける。

・第1日曜については、一切の活動をしない完全休養日とする。

・大会(コンクール)等で土・日曜、祝日のすべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。

・定期テスト前5日間は、活動をしない。大会(コンクール)等の前など、特別な場合は、学校長に届け出を行い、許可を得て、1時間程度の練習を行うことができる。

③活動時間終了時刻

・ 2月～10月・・・午後6時30分

・11月～ 1月・・・午後6時00分

・学校の都合や指導者又は当番管理者の指示によって活動を中止することができる。

・体育館を使用する部は、年間を通して午後6時30分までの活動とする。

・部活動終了 15 分後までに下校を完了する。

6 (活動場所)

西原中グラウンド、西原中体育館、その他指導者の指示する場所

7 (活動協力者)

①部活動に際しては、各部部員の保護者の中から活動協力者を求め、活動の管理にあたるものとする。

②当番管理者、指導者の両者とも不在の場合は、活動を中止するものとする。